

伊勢原市公共下水道使用料過誤納返還金支払要綱

(目的)

第1条 この要綱は、過誤納に係る公共下水道使用料のうち地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第236条の規定により還付することができない使用料相当額（以下「還付不能額」という。）について、公共下水道使用料過誤納返還金（以下「返還金」という。）を支払うことにより、公共下水道使用料を納付した者（以下「納付者」という。）の不利益を補てんし、下水道行政に対する信頼の回復を図ることを目的とする。

(支出の根拠)

第2条 返還金は、法第232条の2の規定により支出するものとする。

(返還金の支払対象者)

第3条 市長は、還付不能額が生じたときは、納付者（以下「返還対象者」という。）に返還金を支払うものとする。

2 前項の場合において、市長は、返還対象者に相続が発生しているときは、相続人の代表者に返還金を支払うものとする。この場合において、相続人の代表者は、相続人代表者指定届（第1号様式）を市長に提出するものとする。

3 市長は、還付不能額が返還対象者又は返還対象者の相続人の代表者（以下「返還対象者等」という。）の虚偽その他不正な手段により生じた場合等において、返還金を支払うことが公益上不適切であると認められるときは、返還金を支払わないものとする。

(返還金の額等)

第4条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 還付不能額

(2) 還付不能額に係る利子相当額（以下「利子相当額」という。）

2 還付不能額は、市の保有する帳票等により算定するものとする。この場合において、還付不能額は、返還金の支払を決定した日（以下「支払決定日」という。）から、原則として、法第231条の3第4項の規定による過誤納金の還付分と通算して10年の範囲内とする。ただし、返還対象者等が所持する領収書等により還付不能額が確認できるものについては、更に10年を加えた期間を限度として算定の対象とする。

3 第1項第2号の利子相当額は、還付不能額の納付があった日の翌日から支払決定日までの期間の日数に応じて、当該還付不能額に民法（昭和29年法律第89号）第404条の規定による法定利率を乗じて得た額とする。

(返還金の通知)

第5条 市長は、返還金を支払うときは、返還対象者等に返還金の額等を伊勢原市公共下水道使用料過誤納返還金支払決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(返還金の請求)

第6条 返還対象者等は、前条の通知を受けたときは、伊勢原市公共下水道使用料過誤納返還金請求書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

(返還金の支払)

第7条 市長は、前条の請求に基づき、速やかに返還金を返還対象者等に支払うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成22年9月1日から適用する。

附 則（令和3年4月30日告示第122号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和5年2月1日告示第3号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の伊勢原市公共下水道使用料過誤納返還金支払要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた下水道使用料に係る返還金の支払から適用し、施行日前に生じた下水道使用料に係る返還金の支払については、なお従前の例による。

相続人代表者指定届

年 月 日

伊勢原市長 殿

届出者 住 所
氏 名
連絡先

次の被相続人に対する公共下水道使用料過誤納返還金を受領する代表者として、次のとおり指定したので届け出ます。

被相続人	住 所			
	氏 名		死亡年月日	
相続人 代表者	住 所		連絡先	
	氏 名		続 柄	
代表者以外 の相続人	1	住 所		
		氏 名		続 柄
	2	住 所		
		氏 名		続 柄
	3	住 所		
		氏 名		続 柄
	4	住 所		
		氏 名		続 柄
	5	住 所		
		氏 名		続 柄
	6	住 所		
		氏 名		続 柄

第2号様式(第5条関係)

伊勢原市公共下水道使用料過誤納返還金支払決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

印

このことについて、次のとおり支払決定しましたので通知します。

返還金支払決定額 円

返還決定理由	
--------	--

返還金支払決定額 の内容	年度	月	還付不能額(円)	利子相当額(円)	合計(円)

(事務担当は、)

第3号様式(第6条関係)

伊勢原市公共下水道使用料過誤納返還金請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

請求者 住 所

氏 名

印

地方自治法の規定により還付請求することができない過誤納金について、次のとおり返還を請求します。

返還金請求額

円

過誤納返還金 の内容	年度	月	収入年月日	還付不能額(円)	利子相当額(円)	合計(円)

振込指定 金融機関	銀行・金庫		本店・支店	
	組合・農協		本所・支所	
	種類	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> その他
	口座番号			
	フリガナ			
	名義人			